

教育委員会会議 定例会

令和8年3月24日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

## 1 議 案

- 第 59 号 山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 第 60 号 教育委員会所属長等の人事について
- 第 61 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 第 62 号 山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令
- 第 63 号 職員の処分について
- 第 64 号 山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

## 2 報 告 事 項

- ( 13 ) 県立学校事務長等の人事について

## 3 その他報告

な し

議案第 59 号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

[別途資料配付]

議案第 60 号

教育委員会所属長等の人事について

[別途資料配付]

## 議案第 61 号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

### 提案理由

栄養士法の改正に伴い、新たな職を設置するため所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 規則の概要

### 教育庁総務課

題 名	山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
趣 旨	栄養士法の改正に伴い、新たな職を設置するため所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>栄養士免許を持たない管理栄養士<sup>※</sup>の採用（配置）が見込まれるため、新たな職として「主任管理栄養士」、「管理栄養士」を追加する。</p> <p>※ 栄養士法の一部改正により、管理栄養士養成施設卒業者は管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許を取得することが不要とされた。</p>
施行期日	令和8年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし





山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則新旧対照表

新		旧	
(職務)			
<p>第二条 前条第一項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 主任栄養士、栄養士、主任管理栄養士及び管理栄養士は、                      上司の命を受け、給食の栄養に関する専門的技術に従事する。</p> <p>八 十一 略</p> <p>2 略</p>			
別表第一(第一条関係)			
県立学校	略	県立学校	略
略	県立学校技術職員	略	県立学校技術職員
各機関	職員	各機関	職員
職	主任栄養士、栄養士、主任管理栄養士、管理栄養士、専門員	職	主任栄養士、栄養士、 専門員

議案第 62 号

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

提案理由

県公報の電子化等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

# 訓令の概要

## 教育庁総務課

題名	山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令
趣旨	県公報の電子化等に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年3月、山梨県公報発行規則の一部が改正され、電子媒体による公報を正本と位置付け、インターネットで閲覧することができる状態に置く方法（県ホームページへの掲載）により公報を発行することとされた（同年4月1日施行）。</li> <li>○ また、これに併せて、業務委託による公報の作成方法を見直し、令和8年度から、直営により作成することとされた。</li> <li>○ このため、所要の改正を行う必要がある。</li> </ul> <p>2 訓令改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公報原稿用紙（マス目原稿）の様式を削除する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 改正後は原課が作成したWord形式のデータをPDF形式に変換し、そのまま公報に登載される。</li> </ul> </li> </ul>
施行期日	令和8年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし



第十七条第四項第一号中「、公報原稿用紙（第五号様式）」を削る。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県教育庁行政文書管理規程新旧対照表

新

旧

<p>(起案) 第十七条 略</p>	<p>(起案) 第十七条 略</p>
<p>2・3 略</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める方法により行うことができる。</p> <p>一 審査を行う者若しくは決裁権限を有する者が文書管理システムを使用できる環境にない場合又はシステム障害、災害等により文書管理システムが利用できず、かつ、直ちに意思決定が必要な場合 起案用紙(第四号様式)</p> <p>等の書面に意思決定を行う内容その他必要な事項を記載し、起案者がこれに署名又は押印して行う方法</p> <p>二〇四 略</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める方法により行うことができる。</p> <p>一 審査を行う者若しくは決裁権限を有する者が文書管理システムを使用できる環境にない場合又はシステム障害、災害等により文書管理システムが利用できず、かつ、直ちに意思決定が必要な場合 起案用紙(第四号様式)、公報原稿用紙(第五号様式)等の書面に意思決定を行う内容その他必要な事項を記載し、起案者がこれに署名又は押印して行う方法</p> <p>二〇四 略</p>



議案第 63 号

職員の処分について

[別途資料配付]

## 議案第 64 号

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

### 提案理由

最近の社会経済情勢等に鑑み、高齢者に対する減免措置の見直しを行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 規則の概要

### 教育庁社会教育課

題 名	山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
趣 旨	最近の社会経済情勢等に鑑み、高齢者に対する減免措置の見直しを行う必要がある。
内 容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年、賃金の上昇や労働力不足といった社会経済情勢の変動に加え、原材料費や輸送費等の高騰により所要経費が増大し、物価が高騰している。</li> <li>○ このような状況を踏まえ、指定管理者に収受させる利用料金の減免制度について受益者負担の観点から、その適用対象を見直すこととした。</li> <li>○ このため、年齢のみを理由とした減免措置の見直しを行う必要がある。</li> </ul> <p>2 規則改正の内容</p> <p>高齢者に対する減免措置について、その適用対象から県内に住所を有しない者を除くこととした。</p>
施行期日	令和9年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし



山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(利用料金の減額又は免除)</p> <p>第三条 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 六十五歳以上の者(県内に住所を有しない者を除く。)が入館する場合 利用料金の全額</p> <p>五 略</p>	<p>(利用料金の減額又は免除)</p> <p>第三条 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 六十五歳以上の者 が入館する場合 利用料金の全額</p> <p>五 略</p>

報告事項 13

県立学校事務長等の人事について

[別途資料配付]